

研究ノート

アメリカ刑事判例研究 (27)

小早川義則

Lockett v. Ohio, 438 U.S. 586 (1978年)

——殺人事件での減軽事由の限定的検討は第8修正および第14修正に違反する

【事実の概要】 I Lockett (X) は、(1) 当該謀殺は加重強盗に対する“発見、逮捕、公判、または処罰を免れる目的で (for the purpose) 犯され”た、かつ (2) 当該謀殺は“加重強盗を犯し、または犯そうとしている間に、または加重強盗を犯しまたは犯そうとしていた直後に逃走している間に犯された”という加重事由を特定した (aggravating specifications) 謀殺罪で起訴された。この犯罪はオハイオ州では死刑によって処罰される。彼女は加重強盗によっても起訴されていた。彼女 (X) に対する検察 (州) 側の主張立証 (case) は主として Al Parker (Y) という共同加担者 (coparticipant) の証言に依拠していた、彼は強盗および謀殺への彼女の加

担について、次のような供述をした。

Lockett (X) は彼女と友人 J. Baxter (W) がニュージャージー州にいた間に Parker (Y) および N. Dew (Z) と知り合った。Y と Z は、X と W および X の兄と連れ立って X の故郷であるオハイオ州 Akron に帰ってきた。彼らが Akron に到着したとき、Y と Z がニュージャージー州に戻る旅費を必要とした。Z は彼の指輪を質に入れることを提案した。X は彼の提案をふと耳にした、しかし、その指輪は質入するには余りに美しすぎると感じたので、その (質入れの) 代わりに同地区にある食料雑貨店 (grocery store) と家具店で強盗をすれば若干の金を手に入れると話した。雑貨店の経営者が“大男”で 45 口径のピストルを所持しているのを、彼を手早く片付け (get him real quick) なければならないと彼女は注意した。彼女はまた強盗の遂行を援助するために彼女の父親の家の地下室から銃を手に入れることを進んで申し出た、しかしその頃には、先の2件の店は閉められていたため両店で強盗をする計画を実行するには遅すぎた。

おそらく X の兄と思われる誰かが、質店で強盗をする計画を提案した。彼と Dew (Z) が質店に入り、指輪を質入れするように装う。次にすでに弾丸を手に入っていた Parker (Y) が銃を見て欲しいと頼み、それに弾丸を込め、それを用いてその店で強盗をするのを提案したのである。この強盗の過程で質店の経営者を殺害することは誰も計画していなかった。彼女 (X) は経営者を知っていたので他の者を質店に案内したけれども、質店に入った仲間には加わらなかった。

翌日、Parker (Y)、Dew (Z)、Lockett (X) および X の兄 (の4人) は Baxter (W) のアパートに集まった。X の兄が“まだあれ (強盗) をやるつもりか”と尋ねたところ X を含めた全員が予定どおりやることに同意した。4人はそれから質店付近を何度もドライブして車を停めた。X の兄と Z が質店の中に入った。Y が次に車を降りて、2分後にあれを始めると X に告げた。強盗は計画に従って始められ、Y が“ピストル強盗 (stick up)”だと告げ、そして質商が銃を

握むまで続けられた。Yの指が引き金に触れて弾丸が発射され、質商が致命傷を負った。

Yは、エンジンをかけてXが待っていた車に戻った。質店から離れてドライブ中に、YはXにそれまでに質店で起こったことを話した。彼女(X)は、質店から持ち帰った銃を受け取り、彼女のハンドバッグの中にそれを入れた。XとYは、Xの叔母の家まで車を走らせ、そしてタクシーを呼んだ。その後間もなく、タクシーで逃走(riding away)中に彼らは警察官によって停車を命じられた。しかし、その頃にはXは銃を車の前部座席の下に置いていた。Xは警察官に、Yは彼女の母の家の1室を借りて彼女の家族と一緒に暮らしていると話した。この供述をXの両親に確かめた後で警察官は、XとYを解放した。後にその日の夕方、警察官がXの家を訪れたとき、XはYとZを屋根裏部屋(attic)に匿っていた。

「パーカ(Y)はその後に逮捕され、死刑を科せられうる犯罪である特定された加重殺人および加重強盗で起訴された。公判前に彼(Y)は、謀殺罪の起訴に対し有罪の答弁をし、かつX、彼女の兄、およびZに不利に証言することに同意した。その代わりに(in return) 検察官は加重強盗の起訴を取り下げ、そのことによってYが死刑を受ける可能性を除去した。」

Xの兄とZは後に特定された加重謀殺で有罪とされた。Xの兄は死刑を宣告されたが、Zはより軽い刑を言い渡された、彼の犯罪はオハイオ州の死刑制定法の中で特定されている3つの減軽事由のひとつである“主として精神の欠陥(mental deficiency)の産物”と判断されたからであった。

分離公判の2週間前に検察官は、もし彼女(X)が州(検察側)に協力すれば、任意の故殺および加重強盗(いずれも最高刑25年の拘禁刑と最高罰金刑1万ドルが科せられる犯罪)に対し有罪答弁をすることを彼女(X)に認めることを申し出た。しかし、彼女はこの申し出を拒絶した。彼女の公判直前に検察官は、加重強盗の起訴および未決定の文書偽造罪(an outstanding forgery)で起訴が取り下げられるとの諒解の下

で、絶対的な終身刑を科せられる犯罪である(加重事由の)特定のない加重殺人への有罪答弁を彼女に認めることを申し出た。彼女は再びこの申し出を拒絶した。

公判での冒頭陳述でXの弁護人は、本件殺人に至る出来事に関するXの供述を要約した。証拠によると、Xの知る限り、ZとXの兄がニュージャージに帰る旅費を得るためにZの指輪を100ドルで質入れすることを計画したことを示していると弁護人は主張した。男たちが質店の中に入っていた間、Xは車の中で待っていたのではなく昼食をとるためにレストランに出かけていたのであり、Yが車の方へ歩いて戻ってきたのを見た後で、指輪が質入れされたと考えてYに加わったというのである。Xの弁護人は、さらに証拠によれば、Yが銃をタクシーの座席の中に置いていたこと、そして警察が質商殺しの犯人を探しているのを知ったとき、Xは任意に警察署に任意出頭したと主張した。

Parker(Y)は検察側の最初の証人だった。彼の証言は強盗および射殺に関する彼の供述に関連していた、そして彼は、以前に保証金未払いのままで逃亡(bond jumping)したことのほか、住居侵入、窃盗および盗品収受で犯罪歴のあることを認めていた。「彼はまた、彼の加重謀殺に対する有罪答弁によって死刑の可能性を免れたこと、そして検察官との有罪答弁の合意の一部として、X、彼女の兄およびZに不利な証言をすることに同意していたことを認めた。」Y証言の終了後に検察官は、特定された加重謀殺に対する有罪答弁および彼女に不利なそれ以外の起訴の取り下げを彼女に認める申し出をした。この3度目の申し出に対しXは、より軽い犯罪に対する有罪答弁をする選択を拒絶した。

Lockett(X)は、Dew(Z)と彼女の兄を弁護側証人として喚問した、しかし彼らは、第5修正の権利を援用して証言することを拒絶した。弁護側の証拠提示(presentation)の過程で、Xの弁護人は裁判所に対し、陪審の面前で、Xは次回に証人となると考えているとして暫時の休廷を求めた。休廷後、Xの弁護人は裁判官に、Xは証言することを希望していたが母親のアド

バイスを受け入れて黙秘することにした、そのようなアドバイスに従えば検察側証人に関する反対尋問を除き弁護をすることができないとの弁護人の警告にもかかわらず、そのような決意をしたと説示した。それ故、弁護側は検察官の主張立証に反証するいかなる証拠も提出しなかった。

裁判所は陪審に対し、陪審はXの有罪を認定する前に彼女(X)は加重強盗を遂行中にまたは遂行しようとしている間に質商を故意に(purposely)殺害したことを認定しなければならないと説示した。陪審はさらに“ある犯罪を犯す目的(purpose)で他人を故意に幫助、援助し、彼自身または彼女自身と連合する(purpose, aids, helps, associates himself or herself)者は、彼または彼女が主たる犯人であると見なされ、かつ犯罪を構成するすべての行為を遂行した人物であるかのように有罪とされる……”と説示された。

故意(intent)の要件に関して裁判官は次のように説示した。すなわち、

“暴力(force and violence)によって個人または複数の個人から彼らの財産を奪うために他人との共同の企図で(with common design)[それに]加わる者は、彼らの企図の目的を達成するのに合理的で必要とされるいかなることにについても黙認(acquiesce)していると推定されます……

“もし共謀された強盗およびその達成方法が合理的に死をもたらしであろうと考えられるのであれば、共謀者(plotter)は殺人への現場幫助者(the aider and abettor)として正犯(principal offender)と同様に有罪とされます……現場幫助者としての殺害の故意(intent)は、このような状況下において合理的な疑いを越えて存在すると認めることができます。”

陪審はLockettを起訴状どおり有罪と認定した。

特定された加重殺人での評決が一たん下されると、オハイオ州制定法は、“当該犯罪の性質と状況”およびLockett(X)の“経歴、性格、

および状態”を考慮した後で、(1)被害者が当該犯罪を誘発または容易にしたこと、(2)Xは彼女(X)が“脅迫、強制”(duress, coercion)または強力な誘発(or strong provocation)の下にあったという事実がなければ当該犯罪を犯していなかった(was unlikely)こと、または(3)当該犯罪は“主として[Xの]精神病ないし精神的欠陥(psychosis or mental deficiency)の産物”であったことが証拠の優越によって認定されない限り、死刑を科すことを公判裁判官に要求していた。

オハイオ州制定法に従って公判裁判官は、精神医学的・心理学的報告書とともに量刑前調査報告書(presentence report)を要求した。いずれの報告書もXの知性、性格、および背景に関する詳細な情報を含んでいた。精神医学的・心理学的報告書は、彼女(X)には中以下または普通程度の知性があり精神的欠陥はないとしていた。心理学者の1人は“彼女の社会復帰の見込み(prognosis for rehabilitation)は”社会に戻れば、期待できる(favorable)と報告した。量刑前調査報告書によれば、Xには少年として若干の小さな犯罪歴があり、成人として2つの小さな犯罪歴があるけれども、重大な犯罪を犯したことはなかった。同報告書はまた、彼女は1度ヘロインを使用したことはあったが、麻薬濫用クリニックで治療を受けており彼女の薬物問題に関する限り彼女は“成功途上にある”ことを示していた。Xは精神病ではなく精神的な欠陥はないとそれは結論していた²⁾。

公判裁判官は、量刑問題に関する両報告書を検討し、かつ審問手続での議論を検討した後で、当該犯罪は主として精神的欠陥の産物ではなかったと結論した。これ以外の制定法上の2つの減輕事由に言及することなしに裁判官は、“(彼が)法を好むか否かにかかわらず、死刑を科す以外の選択肢はない”と述べた。彼はそれからLockettに死刑を言い渡した。

2) 量刑前報告書はまた、強盗に関する情報を含んでいた。それによると、Dew(Z)は警察官に彼(Z)、Parker(Y)、およびXの兄が強

盗を計画したと話していたことを示していた。それはまた、Yが警察官に対し、Xは強盗の間、車のエンジンをかけているようにとの彼（Y）の命令に従わず、その代わりに何かを食べに出かけていたと話していたことを示していた。

これに対し、合衆国最高裁は、減輕要素としての当該犯罪の状況および犯人の記録と性格とを考慮する量刑判断者の裁量を厳しく（narrowly）限定する制定法に従ってSandra Lockettに死刑を言い渡したことによってオハイオ州は第8修正および第14修正を侵害したかを検討するために上告受理の申立てを容れたうえで、原判決を破棄した。なお、**判示Ⅱ**の執筆はバーガ首席裁判官であり、**判示Ⅲ**については見解が分かれたもののスチュアート、パウエルおよびスティヴンズ裁判官のほかマーシャル裁判官が同調したため5対3で、オハイオ州制定法の下で量刑判断者によって検討される減輕事由の限定は第8修正および第14修正と一致していないと結論された。なお、ブレナン裁判官は本件審理に参加していない。

【判示】Ⅱ A われわれは最初に、彼女の有罪判決の有効性に対するLockett（X）の種々のチャレンジに言及する。彼女の最初の主張は、検察官が最終陳述において繰り返し検察側証拠は反駁されず（unrefuted）かつ矛盾もしていない（uncontradicted）と述べたことは彼女の証言拒否への関するコメントに相当し第5修正および第14修正の権利に違反するというのである。Griffin v. California, 380 U.S. 609, 615（1965）を見よ。われわれは、しかし、検察官の本件での最後のコメントは憲法上の禁止に違反していないと結論する。X自身の弁護人が彼の冒頭陳述で彼女の予想される弁護の概要をまず最初に明確に示すことによって、そして次に本件の終了間近に裁判所および陪審に対しXが“次の証人”になると告げることによって彼女（X）の沈黙に陪審の注意を集中させた。このような背景下に検討すると検察官の最終陳述は、陪審が彼女（X）の弁護人によって防禦

（defense）を約束されかつXは証人台に立つと告げられた後でXの証言拒否によってすでに与えられていた印象に何も付加しなかったことは明らかと思われる。

B Lockett（X）はまた、4人の陪審員候補者が候補者名簿（venire）から排除されたのは1968年のウィザースプーン判決（Witherspoon v. Illinois, 391 U.S. 510）および1975年のTaylor v. Louisiana, 419 U.S. 522, 528において確立された原理の下で第6修正および第14修正の権利に違反すると主張する。われわれは同意しない。

陪審員選任手続（voir dire）で検察官は、死刑が科せられる可能性はあるが裁判官が刑罰に関し最終的な判断をすることを陪審員候補者に告げた。彼はそれから、死刑には全く反対であるので“彼らは（陪審員席に）座って、証拠に耳を傾け（listen to）、法に耳を傾け、[そして]死刑 [が科せられる] という事実を考慮することなしに専ら証拠および法に基づいて判断することができない”人が陪審員候補者の中にいるかどうかと尋ねた。陪審員候補者の4人が肯定的に答えた。そこで公判裁判官は、これら4人の陪審員候補者に次のような質問をした。すなわち

“あなた方は本件を誠実に審理し……法に従うという宣誓をすることができると考えていますか、それともあなた方の確信が非常に強いので、死刑という刑罰に関してその可能性があることを知って宣誓をすることができないと考えていますか？”

4人の候補者はいずれも明確に2度、彼または彼女は“宣誓をする”ことはできないと述べた。彼らは陪審員を免除（excused）された。

ウィザースプーン判決において、一般に死刑に反対する人々は申立人を有罪とし死刑を言い渡す陪審から理由付きで排除（excluded for cause）された。われわれは有罪判決を妨げなかったが“死刑を科したりそれを勧告する陪審が一般的に死刑に反対したりそれを科すことに良心ないし宗教的なためらい（scruples）があると表明したということだけで陪審員候補者か

ら理由付で排除することによって選任されるのであれば、死刑判決は維持されない”と判示した。391 U.S., at 522. しかし、われわれは、“死刑への彼らの態度が被告人の有罪 (guilt) に関する公正な判断をすることを妨げないであろうことを……疑う余地なく明らかに (unmistakably clear)” しているとき、われわれの意見の中に死刑の執行を妨げるものは一切ないことをとくに指摘した。Id. at 522-523., n.21.

本件において排除された陪審員候補者はいずれも“現存の法に従い”そして“説示に良心的に従う”ことが期待されえない (could not to be trusted) ことを“疑う余地なく明らかに”していた。彼らは、それ故、たとえウィザースプーン判決は死刑事案での量刑と同様に有罪判決を攻撃するための根拠を提供していると仮定したとしても、ウィザースプーン判決の下で正当に排除されたのである。

また *Taylor v. Louisiana, supra* の原理にも違反していなかった。Taylor 判決において当裁判所は、“極めて不均衡に (grossly disproportionate)” 多くの女性を陪審の任務から排除したことによって地域社会の“公正な横断面 (fair cross-section)” から選出される陪審を申立人から奪うことになった陪審選任制度を無効とした。しかし、Taylor 判決は一切、地域社会の代表である陪審 (の裁判を受ける) 権利は法および公判裁判官の説示に従いえないことを明確に示した陪審員によって審理される権利を含むとは示唆していない。

C 彼女の有罪に関する Lockett (X) の最後の攻撃は、彼女の量刑に関する攻撃とは異なり、ほんの少し注目される。彼女はとくに、彼女がその下で有罪とされた制定法の共謀規定 (complicity provision) に関するオハイオ州最高裁の解釈は全く思いも寄らないことであったので彼女が起訴された犯罪についての公正な警告を彼女から奪っていると主張する。オハイオ州最高裁の意見はこの主張を誤っている (belies) とする。オハイオ州裁判所によってなされた制定法の解釈は、従前のオハイオ州法および同法の

立法史に一致しているのは明らかである。このような状況下において第14修正のデュー・プロセス条項の下で不十分な告知であるとの主張は排除されなければならない。

III Lockett (X) は種々の理由でオハイオ州の死刑制定法の合憲性にチャレンジする。彼女がその下で死刑を科せられた制定法は減軽要素として、彼女の性格、従前の経歴、年齢、被害者を死に至らしめる特段の意図 (intent) の欠如、および当該犯罪における彼女の比較的小さな役割を量刑裁判官が考慮することを認めていないことを理由に彼女の死刑判決は無効であるとの彼女の主張に関してのみ本件で検討することが必要である。十分に釣合いのとれた観点 (proper perspective) から彼女の主張を検討するために、死刑制定法に第8修正および第14修正を適用してきたわれわれの最近の判例における展開を概観することが有益である。われわれは“白紙 (clean slate)” に書いているのではない。

A 1972年のファーマン判決 (*Furman v. Georgia*, 408 U.S. 238) 以前に絶対的死刑 (mandatory death penalty) を是認していたすべての州は、絶対的死刑を放棄し、その代わりに死刑事案 (capital case) において死刑を科すことに関する指針のない無制約の裁量 (unguided and unrestrained discretion) を陪審に認めていた。絶対的死刑が不十分であることが明らかとなったのは、*Woodson v. North Carolina*, 428 U.S. 280, 293 (1976) での相対的多数意見 (plurality) が指摘したように、陪審が“死刑判決が有罪評決の自動的結果である場合に、若干規制的に、彼らの宣誓を無視して被告人を有罪とすることを拒否した”ことに一部基づいている。

当裁判所は量刑時における裁量が憲法に反することをファーマン判決以前に暗示したことは一切なかった。最近 *McGautha v. California*, 402 U.S. 183 (1971) において当裁判所は、死刑を科す際の裁量は第14修正のデュー・プロセスに具体化されている公正の基本的基準に違反するとの主張を退けた、そして“同じ人間 (a fel-

low human) に死刑を命ずるという誠におそろしい責任 (truly awesome responsibility) に直面した陪審は彼らの判断の結果を適正に考慮して行動するであろう”と各州は推測できると判断したのである。Id. at 208.

しかし、ファーマン判決における判断を支持する各個別意見の結果として、死刑事案での裁量による量刑 (discretionary sentencing) の憲法上の地位は突然 (abruptly) 変化した。ファーマン判決での問題は、“[当裁判所の面前での各事案において] 死刑を科して執行することが第8修正および第14修正に違反する残虐で異常な刑罰に相当するか”であった。2人の裁判官は、第8修正は死刑を完全に禁止していると結論し、その理由に基づいて死刑を維持した (原) 判決を破棄することに賛成した。(ブレナン同調意見)、(マーシャル同調意見)。3人の裁判官は、死刑判決それ自体が第8修正と第14修正の下で違憲であると判示することを望まなかった (unwilling) が、他の理由で原判決を破棄することに賛成した。この3人の裁判官は各個別意見で、立法者によって定義された基準による指針のない裁量による量刑は第8修正に違反すると結論した、それは十分差別的 (pregnant with discrimination) であったことを理由に (ダグラス同調意見)、死刑が“極めて気紛れに (wantonly and freakishly)”科せられていることを理由に (スチュアート同調意見)、そしてそれはごく稀にしか (great infrequency) 科せられず、かつ死刑が科せられなかった多くの事案と区別する有意味な根拠を提供していないことを理由 (ホワイット同調意見) とする。それ故、McGautha判決において第14修正のデュー・プロセス条項の下では認められていたことがファーマン判決での判断によって第8修正および第14修正の下で認められなくなったのである。Gregg v. Georgia, 428 U.S. 153, 195-196, n.47 (1976) (スチュアート、パウエル、およびスティーヴンズ裁判官の意見) を見よ。

ファーマン判決での判断を支持する各個別意見の多様性から予想されるように (predictably)、ファーマン判決は第8修正に一致して死刑を科

すために何が必要であるかに関し混乱をもたらした⁷⁾。若干の州は、限られた一定の犯罪に対する絶対的死刑判決を採用し、それ故、死刑事案での量刑手続において裁量をすべて排除するのがファーマン判決の命令であると考えてこれに対応した。他の州は、死刑犯罪で有罪とされた被告人の責任を個別的に評価する従前の慣行を続けると同時に、指針となる量刑判断の基準を提供することによってファーマン判決に従おうとした。

ファーマン判決の4年後にわれわれは、ファーマン判決以降の死刑制定法に関する5判決によって提示された第8修正の問題を検討した¹⁰⁾。4人の裁判官は、5件の制定法はすべて憲法に合致しているとの立場をとった。2人の裁判官は、いずれも憲法に合致していないとの立場をとった。それ故、各事案の処理は、ジョージア、フロリダ、およびテキサス州の各制定法の合憲性を維持し、そしてノース・カロライナおよびルイジアナ州の各制定法を違憲と判示する5事案において共同意見 (joint opinion) を言い渡した3人の裁判官の投票 (votes) に従って多様なもの (varied) となったのである。

7) Xが今攻撃しているオハイオ州の死刑制定法での減輕理由の検討の制限は、ファーマン判決に直接対応したものであったと思われる。ファーマン判決以前にオハイオ州は死刑判決制度を見直し始めた。オハイオ州下院は、拘束のない量刑裁量の慣行を廃止し、死刑を科すかどうかを判断する際に加重事由と減輕事由のリストを検討することを量刑判断者に説示する法案を可決した。減輕事由のリストは、“防禦を立証しなかったとしても、当該犯罪を軽減するのに役立つ”いかなる状況をも考慮することを認めていた。

ファーマン判決は、オハイオ州上院司法委員会が下院法案を検討中に宣告された。ファーマン判決後に同委員会は死刑という刑罰 (death penalty) を保持することを決定したが、下院法案によって認められていた量刑裁量の多くを削除した。その結果、オハイオ州上院は、一定の

7つの加重事由の1つがあり、かつ3つの具体的な (specific) 減軽事由の存在が何も認められなければ、死刑の宣告を絶対とする現在の量刑手続を作り上げた (developed) ののである。ファーマン判決後に減軽事由の裁量的検討を認めることに憲法上問題があるとされる合理性があることに直面したオハイオ州下院法案の提案者 (sponsors) は、上院の修正に強力に反対する立場になかった。そしてLockettがその下で死刑の量刑を言い渡された制定法が制定されたのである。

10) *Gregg v. Georgia*, 428 U.S. 153 (1976) ; *Proffitt v. Florida*, 428 U.S. 242 (1976) ; *Jurek v. Texas*, 428 U.S. 262 (1976) ; *Woodson v. North Carolina*, *supra* および *Roberts (Stanislaus) v. Louisiana*, 428 U.S. 325 (1976) .

共同意見 (joint opinion) は、ファーマン判決と合致するには量刑手続が“恣意的で気紛れに死刑を科せられる実質的危険”を生じないことが必要であるとした。しかし、3人の裁判官の見解によれば、量刑裁量をすべて排除することをファーマン判決は要求せず、それが“指導され限定される (directed any limited)”ことだけを要求する、その結果、死刑はより一貫した合理的な方法で科せられることになり“死刑が科せられる事案と死刑が科せられない多くの事案とを区別するための有意味な根拠”があることになる。相対的多数意見はノース・カロライナ州の絶対的な死刑制定法を無効とする過程において、第8修正の基準の下で死刑は一定の事案において相当な処罰であるとの判断の信頼性を確保するために、“死刑という刑罰を科す手続の憲法上欠かせない部分として個々の犯罪者の性格と記録および特定の犯罪の状況、” *Woodson v. North Carolina*, 428 U.S., at 304. の検討を量刑手続は認めなければならないと結論した。

この10年間で州の多くは、ファーマン判決とグレッグ判決およびその争点類似事件における判断を支持する種々の意見に対応して彼らの死刑制定法を見直さなければならなくなった。しかし、当裁判所からの合図 (signals) は必ずし

も容易に解説 (decipher) されなかった。州は当裁判所が提供できる最も明確な指針を今受けるべきであり (deserve)、われわれにはかかる指針を提供するために以前の異なった見解を調和 (reconcile) させる義務がある。

B このような義務に留意してわれわれはLockett (X) のオハイオ州制定法への攻撃に向きを変える。本質的に彼女は、第8修正および第14修正は死刑事案で減軽事由を検討する十分な機会を量刑判断者に与えることを要求する、そしてオハイオ州制定法はかかる要件に従っていないと主張する。彼女はそのほとんどを *Woodson, supra*, at 303-305, および *Roberts (Stanislaus) v. Louisiana*, 428 U.S. 325, 333-334 (1976)、そして *Jurek, supra*, at 271-272での共同意見に依拠しているが、彼女はそれらを越えて (goes beyond) いる。

われわれは、刑事事件での個別的な量刑の概念 (concept) は一般的に憲法上の要求ではないけれども、この国において早くから受け入れられていたことを是認することから始める。この概念に一致して、量刑裁判官 (sentencing judges) は伝統的に広汎に及ぶ要素を考慮してきた。法の問題として、州には現場幫助 (aiders and abettors) を正犯 (principals) と同等に責任を負わせたり、重罪殺人法 (felony-murder statutes) を制定する権限があるということは憲法上のチャレンジを越えている。しかし犯罪の定義は一般に何が相当な刑罰であるかを自動的に規定 (dictate) するものとは考えられていなかった。そして量刑裁量が認められている場合、量刑裁判官の“被告人の生活と性格に関する可能な限り十全な情報の所有”は相当な量刑の選択にとって“不可欠 (essential) でないにしても極めて関連”があることは一般に同意されていた。

死刑事案で量刑を取り扱ったかなり昔に遡る当裁判所の法廷意見は個別的な量刑を基礎とするものの説得力を指摘してきた。例えば、*Williams v. New York*, 337 U.S., at 247-248 — 死刑事案 — において法廷意見を執筆したブラッ

ク裁判官は、

“今日から見れば些細 (trivial) と思われる犯罪に対してであっても——死刑判決が有罪判決の自動的かつ普通の結果であった時代から全国民 (whole country) はずいぶん遠くまで旅を続けてきた、”

と指摘した。

その10年後に *Williams v. Oklahoma*, 358 U.S., at 585において、当裁判所はブラック裁判官の指摘に共鳴 (echoed) し、次のように述べた、

“相当な量刑を科す彼の義務を果たす際に量刑裁判官は、たとえ要求されていなくとも、当該犯罪に関わる減軽、加重状況のすべてを検討する権限がある。” (強調点付加。)

立法府は非死刑事案においては量刑時にどれほど多くの裁量が裁判官または陪審に委ねられるべきかを自由に決定できるけれども、*Woodson*判決における相対的多数意見は、死刑を科せられる事案での絶対的死刑の歴史的拒絶 (historical repudiation) を概観した後、次のように結論した、

“死刑事案において第8修正の根底にある人間性 (humanity) に対する基本的敬意は……死刑という刑罰を科す手続の憲法上不可欠な部分として個々の犯罪者の性格と記録および特定の犯罪の状況の考察を要求している。” Id. at. 304.

この宣言 (declaration) は、その他の量刑とは“死刑という刑罰は質的に異なるという命題”に依拠していた。死刑とそれ以外の刑罰との間のこのような質的相違 (qualitative difference) は死刑が科せられるときにはより大きな程度の信頼性を要求していることをわれわれは確信する。*Woodson*判決において絶対的な死刑制定法が無効とされたのは、“個々の犯罪者の性格と記録または特定犯罪の状況の関連面 (relevant facets)” の検討をそれが認めていなかったからである。しかし、相対的多数意見は、犯罪者または彼の犯罪のどの側面を死刑量刑の際にそれが“関連”があると考えたのか、あるいはそれが要求する“関連面”の検討がどの程度である

かを示そうとはしなかった。

われわれは今これらの問題に直面している、そしてわれわれは、量刑判断者は、極めて稀な種類の死刑を科せられる事案を除くすべてにおいて¹¹⁾、被告人が死刑より軽い量刑を求める根拠として提出する被告人の性格または記録のいかなる側面および当該犯罪の状況に関するいかなる側面をも、減軽要素として考慮することを妨げられるべきではないことを第8修正および第14修正は要求していると結論する¹²⁾。われわれは、非死刑事案で確立している個別的な量刑の従前の慣習は憲法上の命令ではなく制定法の中で立法化された公の政策 (public policy) に依拠していることを認める。非死刑事案での広汎な量刑の個別化の受け入れを説明する理由 (considerations) は死刑事案ではより重要でないと考えられないのは確かである。国民の権限 (public authority) によって死刑を科すことは他のすべての刑罰とは全く異なることに照らし、個別的判断は死刑事案において本質的 (essential) であるとの結論をわれわれは避けることができない。死刑事案において各個人のかけがえのなさに十分敬意を払って (with that degree of respect due the uniqueness of the individual) 各被告人を取り扱う必要性は非死刑事案におけるよりはるかに重要である。各種の柔軟な方法——保護観察 (probation)、仮釈放 (parole) 等——および有罪判決後の各種の救済措置は非死刑事案では当初の拘禁刑を修正するために利用可能である。執行された死刑に関する矯正または修正の仕組みが利用不可能であることが死刑判決を言い渡す際における憲法上の要件として個別的検討の必要性を強めている (underscores)。

n.11) 若干の種類の殺人 (homicide) を抑止する必要性は、例えば、終身刑に服している受刑者——または脱獄者 (escapee) ——が謀殺罪で有罪とされたときのように、絶対的死刑を正当化するかに関してわれわれは意見を明らかにしない。

n.12) 本意見は、被告人の性格、以前の記録、または彼の犯罪の諸状況に関わりのない証

拠を関連性なしとして排除する伝統的な裁判所の権限を何ら制限するものではない。

どのような事案においても政府の権限が死刑を科すために用いられるべきであるかを決定するための完全な手続はない。しかし、すべての死刑事案において減軽理由 (mitigation) の中で提出された被告人の性格や記録の側面および当該犯罪の状況に関して独立した減軽理由の重みの判断を量刑判断者 (sentencer) にさせない制定法は、より厳しくない刑罰を要求できる要素があるにもかかわらず、死刑が科せられる危険を生ずる。その選択が生か死であるとき、このような危険は受け入れることができず、第8修正および第14修正の命令に違反する。(at 605.)

C オハイオ州の死刑制定法は、第8修正および第14修正によって死刑事案において要求されているとわれわれが今判示する減軽要素のような個別の検討を認めていない。その憲法上の欠陥 (infirmities) は、それと Gregg, Proffitt, および Jurek 判決で支持された制定法を比較することによって最も良く理解できる。

グレッグ判決においてジョージア州制定法を支持した際にスチュアート、パウエル、およびスティヴンズの3人の裁判官は、当該制定法は“いかなる加重状況・減軽状況であってもそれらを検討すること”を陪審に認めている、そしてジョージア州最高裁は判決前調査の審問手続において“公開で多岐にわたる議論”を認めていたことを指摘した。Proffitt 判決では是認されたフロリダ州制定法は減軽要素のリストを含んでいたけれども、当裁判所の6人の裁判官は同法を是認する際に、制定法の中で挙げられていた (listed) 減軽要素の範囲は排他的 (exclusive) ではなかったことを前提 (assumed) にしていた。Jurek 判決は、減軽要素に明示に言及していないテキサス州制定法に関わりがあり陪審は量刑手続において3つの質問に答えることを要求された。その2つ目は“被告人は社会への継続的脅威をもたらすであろう暴力的犯罪行為 (criminal

acts of violence) を犯す蓋然性 (probability) があるかどうか”であった。同制定法が申立人の第8修正および第14修正の攻撃を切り抜けた (survived) のは、3人の裁判官が、2番目の問題——その表面上の限定 (facial narrowness) にもかかわらず——は量刑判断者に被告人が示するいかなる“減軽状況”をも検討することを認めていると広く解釈したからである。われわれがクレッグ判決および争点類似事件において支持した制定法は、いずれもその当時、量刑判断者は独立した減軽要素として被告人の性格と記録のいかなる側面または彼の犯罪のいかなる状況をも検討することを妨げるように機能していなかったのは明らかであった。

この点において、われわれの面前にある制定法は大いに異なっている。被告人が一たん7つの一定の加重状況の少なくとも1つで加重謀殺での有罪が認定されると、死刑が言い渡されなければならない、ただし“当該犯罪の性質と状況および犯人の歴史、性格と状態”を考慮して量刑裁判官が少なくとも以下の減軽状況の少なくとも1つが証拠の優越によって立証されたと判断する場合を除く、すなわち

- “(1) 当該犯罪の被害者がそれを誘発 (induced) または容易にした。
- (2) 犯人が脅迫、強制 (duress, coercion) または強い挑発的言動 (strong provocation) をしたという事実がなければ当該犯罪は犯されなかったであろう。
- (3) たとえこのような状態が心神喪失 (insanity) の抗弁を立証するのに十分であるとしても、当該犯罪が主として犯人の精神病または精神的欠陥 (psychosis or mental deficiency) の産物である。”

オハイオ州最高裁はProffitt判決において是認された制定法とオハイオ州制定法との間に憲法上の相違はないと結論した、オハイオ州制定法での減軽状況は“被告人の有利に自由に (liberally) 解釈”される、かつ量刑裁判官が量刑事由を検討する際に被告人の年齢や犯罪歴のような要素を考慮できることは確立していること

を理由とする。しかし、オハイオ州裁判所の制定法の解釈の下においてであっても、同法の中で特定されている3つの要素だけが被告人の量刑を減輕する際に考慮されうるにすぎない。それ故、われわれは、被害者が当該犯罪を誘発ないし容易にしたのではないこと、被告人が強制・強要の下で行動しなかったこと、そして当該犯罪が主として被告人の精神的欠陥の産物でなかったことが一たん判断されると、オハイオ州制定法は死刑の判断を要求していると理解する。被告人が被害者の死をもたらしことを意図していたという直接証拠の欠如は減輕目的のために関連性はあるが、それが制定法上の3つの減輕要素の1つに若干の光を投げかけていることが決定された場合に限られる。同様に、被告人の当該犯罪における比較的に小さな役割年齢を考慮することは、そのようなものとして量刑判断に影響するものとして一般的に認められていない。

オハイオ州制定法の下で量刑判断者によって考慮されうる減輕状況の限定的範囲は、第8修正および第14修正と一致しない。憲法上の要件に合致するためには死刑制定法は関連する減輕要素の検討を妨げてはならない。

したがって、審理中の本件判決は、それが死刑という刑罰を科すことを支持している範囲で破棄することとし、さらなる手続のために本件を差し戻すこととする。

[ブラックマン裁判官の一部同調意見]

私は当裁判所の判決に参加するが、その意見のⅠ部およびⅡ部のみである。私はまたオハイオ州最高裁が申立人 Sandra Lockett への死刑を支持する限りにおいて同判決を破棄したい、しかし、相対的多数意見の理由よりも限定的な理由に基づいており、相対的多数意見によって依拠されていない理由に基づいている。

[マーシャル裁判官の同調意見]

私はいかなる状況下においても死刑は第8修正によって禁止される残虐で異常な刑罰であるとの私見を堅持し続ける。Furman v. Georgia,

408 U.S. 238, 314-374 (1970) (マーシャル同調意見) ; Gregg v. Georgia, 428 U.S. 153, 231-241 (1976) (マーシャル反対意見) を見よ。死刑を科すことを認める1976年の判決以降に当裁判所が取り組んだ判決は、かかる結論を私に確信させるだけだった。本件も同様に私見を強化するのに役立つ。

死刑が本件提示の状況下に科せられるとき、どうして同僚裁判官——死刑は必ずしも憲法に違反しないと信じている人であっても——はそれを無効とすることに同意しないのか私には理解できない。オハイオ州死刑制定法の下でこの21歳の黒人女性は、彼女が現に犯したこともなく犯そうとしたこともなかった殺人で死刑を言い渡された。彼女は代理責任の理論 (a theory of vicarious liability) で有罪とされたのである。当該犯罪に対し死刑を科すのは第8修正の禁止の中で具体化されている均衡性の原理に完全に違反する、Weems v. United States, 217 U.S. 349 (1910) ; それは、悪意ある殺人者 (wilful and malicious murder) と殺人が意図なしに (unintentionally) 生じる武装強盗への共犯者 (an accomplice) とを区別していない。

さらに専ら重罪殺人 (felony murder) の立証に基づいて死刑を科すことを認めるジョージア州の死刑制定法は違憲であると判示したファーマン判決において同僚裁判官は、理不尽 (“lightning belt”, “freakish,” and “wanton”) な死刑に当然導かれることになるとしたブレナン裁判官および私の見解に納得した。オハイオ州が純然たる代理責任の理論 (a purely vicarious theory of liability) の下で死刑を科すことを認める選択をしたのは、当裁判所が“品位の発展的基準”を認識できるとする見解に反する (believe) ように思われる、グレッグ判決 *supra*, at 175 (スチュアート、パウエル、およびスティヴンズ裁判官の意見) を見よ。

相対的多数意見が指摘するように、申立人 (X) は、彼女の当該犯罪への関与の程度、彼女の年齢、または彼女の社会復帰 (rehabilitation) への見通しに関する効果的な検討を妨げる制定法の枠組みの下で死刑を言い渡された。比較的

に平等な処遇を確保する明確な指針と、その重さを必ずしも前もって選定できない個々の要素を考慮する裁量との間の適切なバランスを達成するのは、いかなる量刑制度においても容易な仕事でない。人の生命自体がバランスに関わっている (what hangs in the balance) 場合、この手続における十分な精度 (a fine precision) が要求されなければならない。うかつにも (with its blunderbuss)、若干の犯罪に対して死刑を科すという事実上絶対的 (virtually mandatory) なアプローチをしたオハイオ州の制定法は、その裁判所の面前に現れるすべての刑事被告人のかけがえのない個性 (unique individuality) を全く認めていない。Roberts (Harry) V. Louisiana, 431 U.S. 633, 637 (1977) (*per curiam*) ; Woodson v. North Carolina, 428 U.S. 286, 304 (1976) 等を見よ。

Gregg v. Georgia, 428 U.S., at 188-198 (スチュアート、パウエル、およびスティヴンズ裁判官の意見)、Jurek v. Texas, 428 U.S. 262, 271-176 (1976) (スチュアート、パウエル、およびスティヴンズ裁判官の意見)、および Proffitt v. Florida, 428 U.S. 242, 259-260 (1976) (スチュアート、パウエル、およびスティヴンズ裁判官の意見) において当裁判所の判断を宣告した各意見は、量刑判断者および上訴審での審査に十分な指針を提供する制度は死刑を科す際に“合理性”“一貫性”および“均衡性”を保障すると考えて死刑の合憲性を支持した。オハイオ州の公判裁判所がこれらの事実の下で申立人に死刑を科すことができたということ、そしてオハイオ州が上訴審の再審理 (review) でそれを支持できたということは、この (死刑という) 取消しのできない刑罰 (irrevocable penalty) を誤ってかつ不公正に科すことを回避するのに州制度の下での上訴審の審査で十分であるとの相対的多数意見の前提に大いなる疑問 (strong doubt) を投げかけている。

したがって、私は、それが申立人の有罪を維持し彼女の死刑を無効とする限りにおいて当裁判所の判断に加わる。しかし、私は、死刑は“残虐で異常な刑罰”を科してはならないとす

る第8修正に違反することなしに死刑は科せられようとする当裁判所の前提には参加しない。(at 619-621.)

[ホワイト裁判官の一部同調、一部反対意見]

私はロケット判決での当裁判所の I、II の部分については同調するが、III の部分については同調できない。

しかし、私は、被告人が被害者の死をもたらす意図 (purpose) を有していたことを認定することなしに死刑を科すことは第8修正に違反するという相対的多数意見によって無視された申立人の主張に同調するので、死刑判決を破棄する当裁判所の判断には同意する。(at 624.)

[レンキスト裁判官の一部同調、一部反対意見]

私は首席裁判官の I、II の意見には加わるが、彼の III ないし原判決破棄の意見には加わることができない。(at 628.)

私は第8修正および第14修正の下で死刑事件において州の刑事手続を再吟味 (revise) するわれわれの権限の限界について McGautha 判決が正しい説明 (a correct exposition) をしているとの見解をなお維持する。(at 633.)

【研究】 1 本判決はファーマン判決 (後出) に従って改正された州法の下で死刑が確定した争点類似を一括審議したものであるが、質店強盗を提案し同店への案内はしたものの逃走用の車の中で待機するにとどまっていたにもかかわらず代理責任の理論 (a theory of vicarious liability) の下で有罪とされたうえ、減軽事由として当該犯罪の状況および犯人の記録と性格を考慮する量刑判断者の裁量を厳しく限定する制定法に従って死刑を科せられた事案につき、第8修正および第14修正違反を理由に、結論として7対1で原判決を破棄差し戻したものである。

2 合衆国最高裁は1972年のファーマン判決¹⁾において州段階で死刑が確定していた3事件を争点類似事件として一括審議し、これら事

案において各被告人は恣意的に選別され死刑の判断を「裁判官または陪審の自由な裁量に委ね」られていたことを理由に第8修正および第14修正に違反すると判示した。同判決は裁判所による匿名意見（*per curiam opinion*）であり、結論を明示するとどまったが、合衆国最高裁による初めての死刑関連の違憲判決としてわが国でも大いに話題となったのである²⁾。

もっとも、合衆国最高裁は4年後のグレッグ判決³⁾において、ファーマン判決に従って法を改正したものの謀殺罪等の犯罪類型については従前と同じく死刑を保持している州法の下で死刑が確定していた5事件を争点類似事件として一括審議した際に次のような判断を示して新しいジョージア州制定法を合憲と判示した。

(1) ファーマン判決において申立人らは、“品位の発展的基準（*revolving standard of decency*）”は死刑をもはや容認しえない地点にまで発展していると主張した。発展中の過程は完了してしまった（*the evolutionary process had come to an end*）のであるから、品位の基準によれば、その重大性および社会へのインパクトいかににかかわらず、いかなる犯罪に対しても死刑を禁止するものとして第8修正を解釈する時期が既に到来したと主張した。この見解は2人の裁判官によって受け入れられた。3人の裁判官は、被告人らが恣意的に選別されて死刑を宣告されるに至ったその手続に焦点を合わせ、当該州法は憲法上無効であるという結論に同調した。

被告人は本件で再び“品位の基準”論を唱えるが、ファーマン判決後の各州の展開を見れば、彼らが依拠する前提は事実上崩れている。謀殺罪に対する死刑を是認する最も顕著なアメリカ社会の指標は、ファーマン判決に対する立法府の対応である。35の州議会は、少なくとも他人の死を結果として生ぜしめた若干の犯罪に対する死刑を是認する新しい法律を制定した。ファーマン判決後の制定法はすべて、死刑自体は国民の代表者によって排斥されていないことを明らかにしている。

ファーマン判決の基本的関心事は、気紛れで恣意的に死刑を言い渡された被告人に集中して

いた。当時のジョージア州制定法の下では、量刑宣告機関は犯罪の性質や状況あるいは被告人の性格や記録に注意を払うことを要求されなかった。陪審は指針のないまま気紛れとしかいいようのない方法で死刑を言い渡したのである。これとは対照的に、新しいジョージア州の量刑手続は、当該犯罪の個別的性質および被告人の個別的性格に焦点をあてている。陪審は、いかなる加重または減軽の事由を考慮することを認められているが、死刑を科すのであれば、その前に少なくとも1つの制定法上の加重事由を認定しなければならない。このような方法で陪審の裁量は行使される必要があり、陪審はもはや従前のように気紛れに死刑判決を科すことはできないのである。

(2) 合衆国最高裁は次いで、他の争点類似事件について順次判決を言い渡した。まずプロフィット判決⁴⁾では公判裁判官が死刑を科すかどうかの判断に際し8個の加重事由と7個の減軽事由を検討しなければならないとするフロリダ州の新しい制定法につき、陪審ではなく公判裁判官が判断する基本的相違を除きグレッグ判決と類似しているとして原判決を維持した。そしてジュレック判決⁵⁾では陪審の有罪認定後に、①被告人の行為が故意かつ死が生ずるであろう合理的予測の下で行われたか、②被告人は社会にとって継続的脅威となる犯罪行為を行う可能性（*probable*）があるか、③被告人の行為は故人に対する挑発への不合理な対応であったかに答えることを要求する手続を採用し、3つの質問に対する陪審の答えが肯定的であることを州が合理的疑いを越えて立証したと認めれば死刑が科せられる、そして質問への答えがいずれも否定的であれば終身刑が科せられるとのテキサス州の新しい制定法につき、ファーマン判決で無効とされた恣意的で気紛れな判断が除去されているので憲法に合致しているとして原判決を維持した。

他方、ウッドソン判決⁶⁾では第1級謀殺罪での有罪認定後に死刑を絶対的（*mandatory*）とする新しいノース・カロライナ州制定法につき、そしてロバツ判決⁷⁾では殺人の5類型（本

件では強盗遂行中の殺害) に関して被告人は殺害または重大な身体危害をもたらす特別な故意があると陪審が認定し第1級謀殺罪での有罪判決がなされると情状の勧告 (any mercy recommendation) いかんにかかわらず死刑が強制されている新しいルイジアナ州制定法につき、いずれも第8修正および第14修正に違反するとして原判決を破棄した。

3 ところで、本判決は、第1級謀殺罪で有罪とされた以上、被告人の前歴や当該犯罪の性格等を一切考慮することなく死刑を科すことを認める新しいオハイオ州制定法につきその違憲性を肯定したものであるが、ウッドソン、ロバツ両判決で違憲とされた新しい州制定法の規定と酷似しており、その結論は当然といってよい。そして本判決も各州法の合憲性を肯定したグレッグ、プロフィット、およびジュレックの各判決の事案と対比すると本件の憲法違反は最もよく理解できると指摘しているのである。

しかし、本判決で注目されるのは、本判決ではバーガ首席裁判官が自ら判決を言い渡し、スチュアート、パウエル、およびスティヴンズ裁判官の見解に同意していることである。1976年7月2日に一括して言い渡されたグレッグ判決など5判決はすべてスチュアート、パウエル、およびスティヴンズの3裁判官が順次交替して——グレッグ判決ではスチュアート、プロフィット判決ではパウエル、ジュレック判決ではスティヴンズ、ウッドソン判決ではスチュアート、ロバツ判決ではスティヴンズ裁判官——判決を言い渡していた。そして本判決においてバーガ首席裁判官がさらに敷衍しつつ、これに同意したことが注目されるのである⁸⁾。

4 このように見てくると本判決の意義は明らかと思われる。その意味内容の詳細については別途検討することとし、若干の視点を指摘してさしあたりのむすびとしたい。

第1、有罪認定後の死刑を事実上強制するオハイオ州制定法を違憲と明示した限りにおいて本判決の目新しさはないが、前述のように、グ

レッグ関連判決において指摘された死刑と他の刑罰との質的相違をバーガ首席裁判官が強調しつつマーシャル、スチュアート、スティヴンズ裁判官の見解に同意したことがとくに注目される。

第2、スーパー・デュー・プロセス理論の登場である。バーガ首席裁判官が本判決で強調した“かけがえのない個人に当然払われるべき敬意”はデュー・プロセスの保障の背後にあるばかりか死刑を是とする報復主義の背後にある道徳的実体 (moral substance) でもあるとした上でこの視点に立脚したいいわゆるスーパー・デュー・プロセスの理論⁸⁾が主張されている、すなわち、誤りが不可避な現行制度の文脈下においての問題は、誰かは分からないけれども、そのうちの誰かを誤って殺害しなければならない現行法の枠組の下での死刑の宣告は、いかなる被告人に対しても相当な敬意を払うことができる (can accord due respect) といえるのかである。「それ故、それはスーパー・デュー・プロセスの核心である平等問題と結びつく。」実際、死刑の量刑に関して完全な合意はないし、特定の道徳的当罰 (moral deserts) についてわれわれは誤りを犯すかもしれないにもかかわらず、社会の善のためにあなたを殺さなければならないとして死刑を肯定する現行の仕組みはかけがえのない個人に当然払うべき尊敬の程度による取り扱いではないというのである⁹⁾。

第3、スーパー・デュー・プロセスと合衆国最高裁判決との関係である。スーパー・デュー・プロセス理論の提唱者によると、合衆国最高裁は現在、“残虐で異常な刑罰”について規定する第8修正は死刑事件においてスーパー・デュー・プロセスの1種に相当する量刑手続 (sentencing procedures amounting to a kind of super due process) を要求しているという。ロケット判決において4人の裁判官の相対的多数意見によって依拠 (relied on by a four judge plurality) されたスーパー・デュー・プロセスの理論は、死刑それ自体に反対するブレナン、マーシャル両裁判官が相対的多数意見に常に賛成票を投じているので、スーパー・デュー・プロセ

スは合衆国最高裁判示（holding）であるというのである¹⁰⁾。

そして最後に、いずれにせよ重要なのは、死刑制度の是非いかににかかわらず本判決において初めてスティブンズ、パウエル、およびスチュアートの見解に与しつつさらに詳細な判断を

示したバーガ首席裁判官の見解を辿りつつスーパー・デュー・プロセスの意義および問題点を確認することである。そのためにはとりわけグレッグ関連判例を詳細に検討する必要があるが、いずれも今後の課題としたい。

注)

- 1) *Furman v. Georgia*, 406 U.S. 238 (1972年6月29日) (*per curiam*) .
- 2) 松尾浩也「アメリカにおける死刑」現代法ジャーナル6号 (1972年)、三井誠「米連邦最高裁『死刑違憲判決』の検討」法律時報44巻12号 (1972年)、鈴木義男「アメリカ法律協会の模範刑法典とニューヨーク州の新刑法 (8・完)」法曹時報25巻12号 (1973年) 参照。
- 3) *Gregg v. Georgia*, 428 U.S. 153 (1976年7月2日)。ファーマン、グレッグ両判決につき、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ——残虐で異常な刑罰、公平な陪審裁判』(成文堂、2006年) 59頁以下、115頁以下。
- 4) *Proffitt v. Florida*, 428 U.S. 242 (1976年7月2日)。
- 5) *Jurek v. Texas*, 428 U.S. 262 (1976年7月2日)。
- 6) *Woodson v. North Carolina*, 428 U.S. 280 (1976年7月2日)。本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (26)」名城ロースクール・レビュー第27号 (本号)。
- 7) *Roberts v. Louisiana*, 428 U.S. 325 (1976年7月2日)。本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (28)」名城ロースクール・レビュー第28号 (2013年9月刊予定)。
- 8) Margaret Jane Radin, *Cruel Punishment and Respect for Persons : Super Due Process for Death*, 53 S. Cal. L. Rev. 1143 (1985) は、このことを強調する。
- 9) *Id.* at 1184-1185.
- 10) *Id.* at 1143-1144.
- 11) 小早川義則『デュー・プロセスの意義と課題——スーパー・デュー・プロセスを中心に』名城ロースクール・レビュー第28号 (2013年9月刊予定)。

(2013年4月4日稿)